

# 北谷町商工会員限定 健康診断助成のご案内

商工会では、会員事業所の福利厚生支援及び健康経営促進を目的に、健康診断受診料の助成事業を実施しております。経営者及び従業員の健康診断の受診1名につき 2,000 円を商工会より助成します(1 事業者あたり 5 名まで)。詳しくは下記をご覧ください。

対象者	当会会員事業所の経営者及び従業員
助成対象費用	対象期間内に受診した健康診断受診費用
助成額及び上限	1名あたり2,000円とし1会員あたり最大5名を上限。ただし会員名簿登録従業員数の範囲内での助成となります。
助成定員	200名（※定員に達し次第に受付終了となります）
健診受診期間（対象期間）	令和6年4月1日（月）から令和7年2月29日（木）までの間に受診した健診が対象となります。
受診医療機関	受診医療機関は問いません
助成金の申請方法	申込期間内に裏面「申請書」及び「健康診断の支払領収証（写し）」を商工会事務局に提出下さい。確認の上で指定口座にお振込み致します。
申請期限	令和7年3月8日（金）まで
その他申請条件	令和6年度までの商工会費に未納のないこと。

## ～ 健診受診から助成金の申し込みまでの流れ ～

- ① 期間内で医療機関にて健康診断を受診  
(期間:R6.4/1~R7.2/29)



- ② 商工会事務局へ申請  
(期限 R7.3/8 まで)

※裏面 申請書及び領収書写しを商工会へメールまたはFAXにて提出



- ③ 指定口座へお振込み

申請書類を確認後、指定口座へ助成額をお振込みします。



★お問合せ先

北谷町商工会

電話 098-936-2100

FAX 098-936-8845

E-Mail: chatan-s@chatans.jp

# 健康経営促進事業

## 令和6年度 北谷町商工会員 健康診断助成申請書 (FAX 936-8845 / E-Mail: [chatan-s@chatans.jp](mailto:chatan-s@chatans.jp))

事業所名		所在地	
担当者名		T E L	

※申請対象となる受診情報を記入（下記【注意事項】をご確認の上でご記入下さい）

No	ふりがな 氏 名	受診医療機関名	受診日
1			月 日 ( )
2			月 日 ( )
3			月 日 ( )
4			月 日 ( )
5			月 日 ( )

※助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		預金種別	普通 ・ 当座
口座名義	フリガナ		

### 【注意事項】

- ※申請対象者は商工会員事業所の代表者及び従業員となります。
- ※申請者数は会員名簿登録従業員数を上限とします（1 会員あたり最大 5 名）。
- ※助成額は 1 人あたり 2000 円
- ※対象となる健診受診期間は令和6年 4 月 1 日から令和7年 2 月 29 日まで
- ※申請締切は令和7年 3 月 8 日となります。
- ※申請には受診料支払いに係る領収証写しの提出が必要となります
- ※商工会費に未納がある方は申請できません
- ※定員は 200 名（定員に達し次第に受付終了となります）

★お申し込みは FAX または電子メールにて本申請書及び領収証写しを送信してください。  
北谷町商工会 ☎ 936-2100 / FAX 936-8845  
E-Mail : [chatan-s@chatans.jp](mailto:chatan-s@chatans.jp)